平成３０年（フ）第６７号
愛知県豊橋市中浜町147番地２（Ｂ－101）
債務者　鈴木えりい
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１１２５号
大阪府寝屋川市高柳７丁目５番６号
債務者　大橋　和美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２６６号
大阪市平野区瓜破東４丁目５番４－1414号
債務者　合田　倫子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２７２号
大阪府大東市諸福６丁目２番07号　宏和住宅２号館102号
債務者　磯井美知枝
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３１４号
大阪市都島区都島本通４丁目２番３－702号
債務者　木村貴行こと　朴　　貴行
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３２４号
大阪市西成区花園南１丁目11番17号アイワイハウス２　201号
債務者　石黒　尚二
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１号
沖縄県宜野湾市神山１丁目３番35－202号　比嘉アパート
債務者　松田沙矢香
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第４４号
沖縄県中頭郡嘉手納町字兼久84番地１　コーケンアパート１－Ａ
債務者　花城　陽介
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第４６号
沖縄県うるま市字喜屋武412番地２　安座間アパート
債務者　又吉　孝男
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５１５号
静岡県磐田市緑ケ丘21番８号
債務者　小澤　董枝
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第７２号
静岡県袋井市長溝869番地の１、前住所静岡県袋井市浅羽1619番地の１
債務者　田中　佳代
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１２３号
静岡県浜松市南区本郷町76番地の４　シャトル本郷201
債務者　ダクニャ　ロビソン　アルベスこと　ダクニャ　ロビソン　アルベス（ＤＡ　ＣＵＮＨＡ　ＲＯＢＳＯＮ　ＡＬＶＥＳ）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１２４号
静岡県浜松市南区本郷町76番地の４　シャトル本郷201
債務者　中尾トシエこと　ダクニャ　ルシアナトシエ　ナカオ（ＤＡ　ＣＵＮＨＡ　ＬＵＣＩＡＮＡ　ＴＯＳＨＩＥ　ＮＡＫＡＯ）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１２９号
静岡県浜松市南区芳川町５番地　シンフォニー103号室
債務者　是賀奈保子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係